

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスタークonsulting株式会社

代表取締役 佐々木 篤史

シニアコンサルタント 平野 芳生

40

ランチエスター販売戦略、情報提供型の購買心理を基にした感興型セルール、チャレンジ研究の3つ柱をもとに採用ノットアンド店、営業パーソン向けに「選ばれる代理店づくり」の実現力強化支援コンサルティングとして活動中。独立行政法人 中小企業基盤整備機構 実務支援アドバイザー、NPO法人 ランチエスター協会認定インストラクター、一般社団法人 地域活性化連携機構専門家、NPO法人 リスクマネジャー&コンサルタント協会 シニアコンサルタント、金融内部監査士 (IIA会員)。
<https://sevenstars-consulting.com/>

ランチエスター戦略の営業
戦略について順に解説
取り組みのさらなる取
引拡大に、ぜひ活用い
ただければと思います。
さて、今からラ
ンチエスター戦略の営業
戦略について順に解説
していきます。

前回は、シェアアップ、目標設定と戦略づくり、構造エンジニアについて解説しました。

法人の新規開拓や既存の「人柄」は教育・育成では変えられないもの採用は複数人、複数回、複数の適性検査を併用実施する

す。

まず、最初に営業バー

ソの攻撃力の法則につ

いて解説します。

ランチエスター戦略の

第1法則である「戦闘力

」について解説します。

ランチエスター戦略によ

る損害量は、武器の性能

によって決定づけられる

この法則ですが、その

考え方を応用し、以下

は、営業バーソンの攻撃

力

が最も重要なのは、人材

の質

です。

つまり、「戦闘力」にお

ける「質」と「量」

が最も重要なのは、人材

の質

です。

つまり、「戦闘力」にお

ける「質」と「量」

が最も重要なのは、人材

の質

です。

つまり、「戦闘力」にお

ける「質」と「量」

が最も重要なのは、人材

の質

です。

図表1 「営業パーソンの攻撃力の法則」

〈ランチエスター戦略の第1法則〉

戦闘力=武器性能(質)×兵力数(量)

〈営業パーソンの攻撃力の法則〉

攻撃力=活動の質×活動の量

図表2 「活動の質、活動の量」

〈活動の質〉

■人材の質

- ・人柄
- ・戦略的思考があるか
- ・情報(収集)力、顧客管理
- ・スキル、モチベーションなど

〈活動の量〉

■商談回数×商談時間

■活動管理

■活動の質

- ・活動内容、攻略方針
- ・活動プロセス

■活動の量

■活動管理

従業員の遺族が受け取る死亡保険金

保険料は従業員自らが負担していたものとして

Q 夫の会社では、福利厚生制度の一環として、契約者を会社、被保険者を従業員全員、死亡保険金受取人を従業員の家族とする定期保険に加入しています。定期保険は個人的に夫を契約者、被保険者、私を受取人とする契約に加入しており、その場合は、私が受け取る死亡保険金はみなし相続財産として生命保険金の非課税財産の適用があると聞きました。会社契約から私が受け取ることとなる死亡保険金の取扱いはどうなりますか。

■みなし相続財産となる保険金も

A 相続税法における保険金のみなし課税においては、保険料の負担者が誰であるかによってその課税関係は次のようになります。

①取得した保険金のうち被相続人の負担した保険料の額に対応する部分の保険金は、受取人が被相続人から相続または遺贈により取得したものとみなされる。受取人が被相続人であるときは、生命保険金の非課税財産(500万円×法定相続人の数)の適用がある。

②取得した保険金のうち、被相続人および受取人以外の第三者が負担した保険料の額に対応する部分の保険金は、受取人が保険料を負担していた第三者から贈与により取得したものとみなされる。

③取得した保険金のうち受取人自身が負担した保険料の額に対応する部分の保険金については、相続税および贈与税の課税関係は生じないで、一時所得として所得税の課税関係が生じることになる。

これが、個人で生命保険を契約した場合の死亡保険金の課税取扱いとなります。

ところで、ご質問者のケースでは、個人加入に加えて、

夫が勤める会社でも夫を被保険者とする定期保険に加入しています。この場合、保険料負担者を雇用主である会社とみるか従業員である夫とみるかによって課税関係は異なってきます。すなわち、相続税および贈与税は、個人と個人の間における財産の無償移転を捉えて課税する建前をとっていることから、保険料も負担者も個人に限られます。したがって、保険料の負担者を雇用主とみた場合において、その雇用主が会社等の法人であるときは、保険金に対する課税はもっぱら所持税の課税の領域に属し、相続税および贈与税の課税関係は生じないことになります。また、その雇用主が個人であるとしても、保険料の負担者を雇用主とみるか個人とみるかによって、その課税関係は相続税か贈与税かの差異が生じてきます。

■保険金の非課税財産の適用あり、別に定めあれば退職手当金等に

そこで、通達(相続税法基本通達3-17)において、雇用主が従業員のために負担した保険料について、その保険契約に係る保険事故(死亡)が発生した場合の取扱いを定めました。これは、所得税や法人税の取扱いにおいて、使用者が役員または使用人のために保険料を負担している場合には、その使用者が支払った保険料の額は従業員に対する給与等とされている(ただし、従業員全員を対象とするなど一定の要件のもとに、その従業員の受けける経済的利益については課税しなくとも差し支えない)ことから、相続税および贈与税の課税においても、この所得税の考え方と合わせて、雇用主が従業員のために保険料を負担していた場合には、まず、従業員は雇用主からその保険料相当額の経済的利益を享受し、その保

険料は実質的に従業員が自ら負担していたものとするととしました。

ただ、この取扱いは、保険事故の発生により取得する保険金に対する課税の基となる保険料の負担者を誰とみるかの扱いですから、雇用主がその保険金を従業員の退職手当金等として支給することとしている場合には、保険料の負担関係がどうであるかを問わず、その取得した金額は退職手当金等として相続または遺贈により取得したものとのみなすこととしています。

従って、ご質問者のケースで、亡人の死亡保険金について会社が退職手当金等とすることを定めていないときは、通常の個人契約で受け取る死亡保険金と同様の取扱いとなります。つまり、ご質問者が受け取る死亡保険金はみなし相続財産とされ、生命保険金の非課税財産の適用を受けることになります。また、夫が個人で保険契約しているとのことですから、この死亡保険金と合算せることとなります。一方、会社がこの死亡保険金を退職手当金等にすると定めているときは、他の死亡退職手当金等と合わせて、退職手当金等の非課税財産(500万円×法定相続人の数)の適用対象となってきます。

なお、雇用主が契約者で、かつ、従業員以外の者が被保険者である生命保険契約に係る保険料を雇用主が負担している場合において、その従業員が死亡したときは、その契約者である雇用主については、その死亡した従業員から生命保険契約に関する権利を相続または遺贈により取得したものはみなさないことになります。ただし、従業員の死亡によりこの契約に関する権利をその従業員の遺族が承継する場合には、その権利は退職手当金等として取り扱われることになっています(相互通3-28)。

代理店経営情報

シンニチ
代理店版

代理店には求められる
力をすることがあります。
人材の質の中には、
「人柄(性格等含む)」
といった教育・育成がほ
と変わらない部分もあり
ます。社員を採用する際、
採用基準として、もっと
も重視すべき点は、ス
キル・知識のよき教育・
育成を向上させることが
できるものではなく、教
育成で変わることの
べき点は、ス

いかど思います。
まず、最初に営業バー
ソの攻撃力の法則につ
いて解説します。

ランチエスター戦略の
第1法則である「戦闘力」
について解説します。

ランチエスター戦略によ
る損害量は、武器の性能
によって決定づけられる
この法則ですが、その
考え方を応用し、以下

は、営業バーソンの攻撃
力

が最も重要なのは、人材
の質

です。

つまり、「戦闘力」にお
ける「質」と「量」

が最も重要なのは、人材
の質

です。

つまり、「戦闘力」にお
ける「質」と「量」

が最も重要なのは、人材
の質